

改正 平成24年4月1日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、八王子市の区域内における有害獣による農作物被害を防止しようとする者に対し、獣害の防止に係る資機材の購入に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付するため、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 有害獣による農作物被害の軽減を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第 3 条 交付の対象者は、八王子市内の農地を所有し、かつ、耕作する農業者で、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 農作物に対する獣害が頻発している地域に獣害防除用資機材を設置しようとする者であること。
- (2) 当年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付対象）

第 4 条 補助金の交付対象となる費用は、次に掲げる農作物獣害防止用資機材の購入費（農作物獣害防止用資機材の設置に要する費用は除く。）とする。

- (1) 電気柵一式（乾電池、バッテリー、ソーラーバッテリー等の電源は含まない。）  
但し、セットに含まれるものについては、この限りではない。
- (2) その他市長が特に必要と認めたもの

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、前条に定める資機材購入費の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その額が 5 万円を超えるときは、5 万円を限度とする。

（補助金交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の 11 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 施設詳細図
- (3) 見積書

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更し、又は補助金の交付を中止しようとするときは、八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）に必要

に応じてその変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、農作物獣害防止用資機材の設置が完了したときは、八王子市農作物獣害防止対策費実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材購入に係る領収書の写し
- (2) 設置完了を証する写真など

（確定通知）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき額を確定し、八王子市農作物獣害防止対策費補助金確定通知（様式第6号）により補助事業者に通知する。

（請求の手續）

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、八王子市農作物獣害防止対策費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（設備の管理義務）

第14条 補助金の交付を受けた者は、八王子市農作物獣害防止対策事業により取得した獣害防除用資機材について、事業の目的に従って適正な使用及び管理を行い、譲渡、交換、貸付等をしてはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。